

農産物検査の検査結果等報告 マニュアル

検査結果報告

- | | | |
|-----|------------|---------|
| 第 1 | 検査結果報告書の作成 | ・・・ 4－1 |
| 第 2 | 検査結果報告書の提出 | ・・・ 4－1 |
| 第 3 | 報告書の取りまとめ等 | ・・・ 4－1 |
| 第 4 | 検査結果の公表等 | ・・・ 4－1 |

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第20条第3項及び規則第20条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日(平成13年3月22日農林水産省告示第445号。以下「報告規程」という。)に定めるところにより、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第1の報告書を報告規程に定める期日までに、知事に報告する。

また、インターネット回線(電子メールなど)を利用して提出する場合には、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年農林水産省令第21号)第3条第3項の規定は、適用しない。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。)第1条第1項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

第3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、基本要領に掲げる様式に取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールにより地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

第4 検査結果の公表

1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関(以下「広域登録検査機関」という。)の検査結

果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 輸入農産物の検査結果
- (5) 知事が公表の必要があると認める検査結果

農産物検査の検査結果等報告マニュアル 報告期日

別表

農産物検査の 区 分	農産物の種類	事 項	期 間	様 式	登録検査機関 から知事への 期日報告	知事から中国 四国農政局長 への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係 るものを除 く。）	農産物検査を行った農 産物の数量、種類及び 銘柄、量目、荷造り及 び包装並びに品位につ いての検査結果	当年産の検査を開始した日 から 8 月 31 日までの間	様式第 1 号、様式第 1－2 号及 び様式第 2 号	9 月 10 日	9 月 20 日
			当年産の 9 月から 12 月まで の毎月 1 日から末日までの 間		翌月の 10 日	翌月の 20 日
			当年産の翌年 1 月 1 日から 翌年 3 月 31 日までの間		翌年 4 月 10 日	翌年 4 月 20 日
			当年産の翌年 4 月 1 日から 翌年 6 月 30 日までの間		翌年 7 月 10 日	翌年 7 月 20 日
			当年産の翌年 7 月 1 日から 翌年 10 月 31 日までの間		翌年 11 月 10 日	翌年 11 月 20 日
	麦（輸入に係る ものを除く。）	農産物検査を行った農 産物の数量、種類及び 銘柄、量目、荷造り及 び包装並びに品位につ いての検査結果	4 月 1 日から 8 月 31 日ま での間	様式第 1 号 及び様式第 3 号	9 月 10 日	9 月 20 日
			9 月 1 日から 10 月 31 日ま での間		11 月 10 日	11 月 20 日
			11 月 1 日から翌年 1 月 31 日 までの間		翌年 2 月 10 日	翌年 2 月 20 日
			翌年 2 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間		翌年 4 月 10 日	翌年 4 月 20 日
	大豆（輸入に係 るものを除 く。）	農産物検査を行った農 産物の数量、種類及び 銘柄、量目、荷造り及 び包装並びに品位につ いての検査結果	5 月 1 日から 12 月 31 日ま での間	様式第 1 号 及び様式第 4 号	翌年 1 月 10 日	翌年 1 月 20 日
			翌年 1 月から翌年 4 月まで の毎月 1 日から末日までの 間		翌月 10 日	翌月 20 日
	そば（輸入に係 るものを除 く。）	農産物検査を行った農 産物の数量、種類及び 銘柄、量目、荷造り及 び包装並びに品位につ いての検査結果	5 月 1 日から 12 月 31 日ま での間	様式第 5 号	翌年 1 月 10 日	翌年 1 月 20 日
			翌年 1 月 1 日から翌年 2 月 末日までの間		翌年 3 月 10 日	翌年 3 月 20 日
			翌年 3 月及び翌年 4 月の毎 月 1 日から末日までの間		翌月の 10 日	翌月の 20 日
	小豆、いんげ ん、かんしょ生 切干及びでん粉 （輸入に係るも のを除く。）	農産物検査を行った農 産物の数量、種類及び 銘柄、量目、荷造り及 び包装並びに品位につ いての検査結果	4 月 1 日から 12 月 31 日ま での間	様式第 5 号	翌年 1 月 10 日	翌年 1 月 20 日
			翌年 1 月 1 日から翌年 2 月 末日までの間		翌年 3 月 10 日	翌年 3 月 20 日
			翌年 3 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間		翌年 4 月 10 日	翌年 4 月 20 日
	輸入に係る農産 物	農産物検査を行った農 産物の数量、種類及び 銘柄、量目、荷造り及 び包装並びに品位につ いての検査結果	4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間	様式第 6 号	翌年 5 月 31 日	翌年 7 月 20 日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農 産物の数量、種類及び 銘柄並びに成分につ いての検査結果	4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間	様式第 7 号	翌年 4 月 30 日	翌年 5 月 20 日

様式第1号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度： 年

(単位:kg)

検査区分	銘 柄	荷造り及び 包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考
				0							
				0							
				0							
				0							
				0							
				0							
				0							
				0							
				0							
合 計				0	0	0	0	0	0	0	

- 備考
- 1：「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第3条の品位等検査(米穀の品位等検査)、法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)、法第5条の2項の品位等検査(期間経過米検査)、法第6条の品位等検査(麦の品位等検査)及び法第9条の品位等検査(米麦以外の農産物検査の品位等検査)の別を記載すること。
 - 2：農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあたっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
 - 3：3検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第1－2号

水稻うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

徳島県知事殿

住 所

名 称

代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類: 水稻うるち玄米
生産年度: 年

(単位: kg)

検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	品位の測定結果											備 考
					容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	碎粒	着色粒	異種穀粒		異物		
												基準値以下	基準値超	基準値以下	基準値超	
				0												
				0												
				0												
				0												
				0												
				0												
				0												
				0												
				0												
				0												
合 計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- 備考 1 : 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第3条の品位等検査(米穀の品位等検査)、法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)、法第5条の2項の品位等検査(期間経過米検査)、法第6条の品位等検査(麦の品位等検査)及び法第9条の品位等検査(米麦以外の農産物検査の品位等検査)の別を記載すること。
- 2 : 農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあたっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
- 3 : 3検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

徳島県知事殿

年 月 日

名 称

代表者氏名

農産物の種類:

生產年度: 年

(単位: kg)

[illegible]

様式第4号

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

徳島県知事殿

住所

名称

代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類:

生產年度: 年

(単位: kg)

[illegible]

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

徳島県知事殿

住所

名 称

代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産大豆の等級理由別に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類:

生產年度: 年

(単位: kg)

[illegible]

様式第6号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類: _____
生産年度: _____ 年

(単位: k g)

銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考
			0					
			0					
			0					
			0					
			0					
			0					
			0					
			0					
			0					
			0					
合計			0	0	0	0	0	

備考 1: 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第7号

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度： 年

（単位：トン）

銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考
			0							
			0							
			0							
			0							
			0							
			0							
			0							
			0							
			0							
			0							
合計			0	0	0	0	0	0	0	

備考 1：「農産物の種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。
2：検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

様式第8号

成分検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、成分検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

生 産 年 度： 年

(単位:kg)

証明番号	種類	生産年度	銘柄	検査数量	測定結果			備考
					タンパク質	アミロース	でん粉	
合計				0				

備考 1 : 「備考」の欄に検査を行った登録機関名に記載すること。